

令和5年9月11日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和5年9月11日（月）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番		3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	欠 員	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 2番 下田 修一 欠員 13番委員

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

参事 後藤 健一

事務局 皆さん、こんにちは。
今日は、2番委員は欠席ということでございます。
定刻になりましたので、令和5年度第6回高森町農業委員会総会
を開会いたします。
本日の出席者12名、欠席者1名、欠員1名、農業委員会会議規
則第6条の規定により、過半数の出席を得ましたので、会議の成立
を報告いたします。
それでは、高崎会長に御挨拶をよろしく願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。
本日はお忙しい中、出席していただき、ありがとうございます。
それと、先月の終わりに最適化の推進大会に参加された委員さん
御苦労様でした。
今は、ちょうど農作業も忙しくなり、秋の収穫時期だと思いま
す。
稲も早期米の稲刈りが始まっている頃と思います。
今年は台風の被害も、今のところ少なく、ちょっと雨が多いよう
です。
ここ数日、天気は良いんですが、夕方、夕立みたいに集中豪雨の
ようにぱっと雨が降ってくるため、稲刈りも予定通りにできないこ
とがあります。
作物にとっては良いかも知れませんが、仕事の段取りがつきにく
くて、予定どおりにやりにくい状況だとは思っています。
今回、議題は少ないですが、また皆さんと一緒に進めたいと思
います。
総会が終わった後には、最適化推進委員との合同会議もあります
ので、そちらもよろしく願いします。
それでは、進めていきたいと思います。

「議第22号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署
名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和5年9月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。議事録署名ですが、こちらから指名してもいいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、今回は14番委員と、1番委員にお願いします。

事務局 次、「報告第10号」
農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和5年9月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは農地法第3条の3第1項の報告です。
これは相続ですので、事務局から説明してもらいます。

事務局 事務局から説明いたします。
番号1について、御説明いたします。
土地等の情報、相続人、被相続人は、記載のとおりです。
親から子への相続です。
あっせん希望はありません。
全部で17筆、6万1,949㎡です。
補足資料は、3ページ、4ページです。

続きまして、番号2です。
土地等の情報、相続人、被相続人は、記載のとおりです。
親から子への相続です。
あっせん希望はありません。
全部で6筆、1万8,000㎡です。
補足資料は、5ページ、6ページです。

次に、番号3です。
土地等の情報、相続人、被相続人は、記載のとおりです。
親から子への相続です。
あっせん希望はありです。
全部で4筆、6,150㎡です。
補足資料は、7ページ、8ページです。

番号4です。
土地等の情報、相続人、被相続人は、記載のとおりです。
これも親から子への相続です。
あっせん希望はありです。
筆数は全部で29筆、5万2,953㎡です。
補足資料は、9ページから12ページまであります。

次に、番号5です。
土地等の情報、相続人、被相続人は、記載のとおりです。
親から子への相続です。
あつせん希望はありません。
全部で11筆、3万8,662㎡です。
補足資料は、13ページです。

最後に、番号6です。
土地等の情報、相続人、被相続人は、記載のとおりです。
あつせん希望はありません。
全部で2筆、1,650㎡です。
補足資料は、14ページです。
以上で、相続に関する報告を終わります。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、これはそのまま承認したいと思います。

次、「議第23号」

事務局 農地法第3条の第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和5年9月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この3条の議題は、担当の4番委員から説明をお願いします。

4番委員 譲受人、譲渡人は、記載のとおりです。
農地の情報はここにある記載のとおりです。
農業経営の縮小により売買ということですが、
御近所間で売買するということですが、
補足資料は、16から17ページです。
よろしくをお願いします。

事務局 事務局より補足説明をいたします。
3条の許可基準であります、申請書及び全部事項証明書などに記

載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

以上です。

議長 はい。今、説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案は可決いたします。

次、「議第24号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年9月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この5条の議案については、担当の9番委員から、ご説明をお願いします。

9番委員 番号1、譲受人、譲渡人、農地の情報は左記のとおりです。

20年ほど前、売買契約後に譲受人が許可を受けずに植林してしまいました。

また、未相続地のため、名義変更もできませんでした。

今回、相続登記が完了したので、5条の申請をいたします。

補足資料は、19、20ページです。

よろしくをお願いします。

事務局 それでは、事務局より補足説明をさせていただきます。

5条許可の基準といたしまして、申請書には事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から許可基準について、事務局として申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しております。

なお、先ほど担当農業委員さんより御説明がありましたように、資料の20ページをご覧くださいとよく分かりますが、既に無断転用の事案でございます。

御本人様より始末書が提出されております。

また、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。

参考としまして、この申請地の周りは全て山林に囲まれております。

議長 はい。今、事務局から説明もありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議題については可決いたします。

これで、今回の議題は全て終わりました。

このあと、最適化推進委員との合同会議がありますので、よろしくお願いいたします。

これで、今回の総会は終わりたいと思います。

皆さん、お疲れ様でした。